

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年12月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年12月17日から令和7年1月7日まで縦覧に供する。

令和6年12月13日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
大正池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大正池地区	土庄町 農林水産課
唐櫃1号池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 唐櫃1号池地区	〃
小海地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小海地区	〃